

## 東京都児童福祉審議会専門部会 第1回会議で報告された内容へのコメント等

2020年8月28日 日本社会事業大学専門職大学院 宮島 清

前回の会議で報告された内容は、どれも重要で、多くのことを教えられました。感謝を申し上げます。

一方で、この会議の重要性を踏まえると、私のように寡聞の者の場合、発信された内容の先進性を十分に理解しないままに誤解し、更には誤用を拡げる可能性があると感じました。

そこで、以下のとおり、そのような事態を防ぐことを目的として、私自身の意見を交えながら、拙稿を綴りました。

なお、本日の会議も、スケジュールが非常にタイトであると予測しますので、私が記した内容について特段の時間を割いて頂く必要はありません。

## 1 「児童保護」という用語について

日本では、この用語は、明治の後期から大正・昭和の初期に広がった「児童保護運動」について説明される時に頻出します。この運動は、今から100年程前に、近代日本の資本主義の発展の歪みとして貧富の格差が広がり、戦後不況や自然災害の発生もあり女性・児童労働、身売り、「貰い子」殺し、母子心中などが頻発したことに対処しようとした複数の社会運動の一つとして展開されました。この時代には、それまで下がり続けていた乳児死亡率が悪化したとも言われています。政府も、これらに対処すべく、工場法、救護法、旧児童虐待防止法等を制定しました。

これらの社会運動は、生じている問題を、単に個人責任に帰する問題ではなく「社会関係の中で、構造的に生じている問題」として捉えていたという点で先駆的でした。しかし、時代的な限界もあり、実施された施策は国家が国民の権利を保障するようなものではなかったと言われています。

しかし、この時に言語化された旧児童虐待防止法の一部は、第二次世界大戦後に日本国憲法の下で成立・施行された児童福祉法に引き継がれていきます。この時に導入された新しい概念が「児童福祉」であり、子育てを私的なものとしてではなく、国と地方公共団体と国民とが子どもに対して直接責任を持つものとして、保護者とともに、子どもの幸せを実現する保障と位置づけました。(児童福祉法第1条、第2条参照)

良く知られているように、制定当時の児童福祉法には、子どもが権利の主体であるとの表現はありませんでしたが、子どもも大人と同じ人(「国民」)であることから、日本国憲法が保障する様々な権利の主体であることは当然のことだったはずで、さまざまな立場の方々の議論を経て1951(昭和26年)に合意された児童憲章は、「日本国憲法に精神に従い…」「児童は、人として尊ばれる。」と記述し、「すべての児童は、愛とま

ことによって結ばれ、よい国民として人類と平和と文化に貢献するように、導かれる。」と結んでいます。この憲章は、国のための子どもではなく、自他に貢献するものとして導かれる権利の主体としての子どもという考え方を合意した文書であると捉えられます。

近年、一部の論者が、米国型の「チャイルド・プロテクション」という考え方の邦訳として「児童保護」という用語を用いることがあります。しかし、そのような論者の中には、日本において「児童保護」という用語がどのような意味内容で使用されて来たかを意識していないと思われる方がいます。しかも、児童保護を大きく発展させるものとして「児童福祉」という概念が導入されたこと、それをさらに前に進めるとともに、子どもの福祉は、保護者・家族を支援しなければ実現できないという理解のもとで、「子ども家庭福祉」という用語を使用しながら、子どもの権利保障の実現を目指して来た歩みがあったことを踏まえていないように思われます。

前回会議で御指摘があったように、アメリカ型の保護者の加害者性や問題に注目した対応の「予後の悪さ」「財政的な負担の大きさ」への反省、「良質な里親家庭の確保の難しさ」などの事情も踏まえて、子どもの権利・利益の実現からも家族維持やより早期に厚い支援に取り組むことこそが重要だという方向に舵が切られていることを踏まえる必要があると考えます。

なお、前回のアメリカの相談体制に関する御説明は、このような経緯を踏まえてのものであることを理解していますが、前述したような論者の主張と結びつくと保護者の悪質性に着目する傾向を強めてしまいかねない恐れがあるので、注意して受け止めたいと考えます。

<参考文献>

- ① 新社会福祉士養成講座 15「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」第7版 第1章第4節「子ども家庭福祉の発展」pp19-32（大阪府立大学 伊藤嘉余子）中央法規出版 2019年2月1日
- ② 社会福祉学習双書 2020「児童家庭福祉論」第1章第4節「児童家庭福祉制度の発展過程」（川崎医療福祉大学 直島克樹）pp24-35 全国社会福祉協議会 2020年2月7日

## 2 「ソーシャルワーク」の意味や範囲・機能について

前回の会議では、「ソーシャルワーク」の用語の意味が、一つの考え方が全体であるかのように受け取られてしまう危険があると感じられたので、あえて発言をさせていただきました。この項の記述はその補足となります。

当日、私が抱いた懸念は、ソーシャルワークが、個別支援だけをいうもの、当事者の「受け入れ」を前提とした、受容的な「寄り添い」や本人の求めを前提とした「サービス提供」の意味でだけに捉えられてしまうことでした。このような理解は、ソーシャル

ワークが、ケースワークと呼ばれる以前の100年以上も前の「友愛訪問」と呼ばれていた時代の関わりの域に留まるものです。残念ながら、日本では、現在でもそのような「域」に留まっている例がありますし、養成課程で取り扱われている内容が十分でないという課題もあると思います。しかし、本来の意味では、ソーシャルワークは、そのような域に留まるものではありません。

ケースワークという用語ではなく、ソーシャルワークの用語を使用するのは、その取組が、「社会問題」を取り扱うものであり、個人が直面する問題を取り扱う場合でも、その問題の発生における個人責任を追究するだけでなく、問題が生じている構造や環境に着目し、人権の尊重と社会正義という価値を基盤として、その個人と環境とに働きかけ、当事者ととともに課題を乗り越え、当事者を含む同じような困難を抱える人々の福祉を向上させ、地域社会や国や時代が抱える問題の改善に取り組もうとする実践だからです。

近年におけるソーシャルワークの概念は、個別支援を大切にしながらも、社会改革をより重視する方向に動いています。また、欧米が重視する価値に偏り、科学的なエビデンスを強調しすぎたことが、強者が弱者を、多数者が少数者の利益を退けている可能性があるという反省から、多様性の尊重やローカルな知の重視、構成員のグループへの責任などの考え方を組み込んだものに変更されて来ています。

そして、ソーシャルワークは、当事者が表明できるニーズだけに着目するのではなく、ニーズがありながらもそれを意識できない人々、ニーズを意識しつつもそれを表明することができない（「諦めている」を含む）人々、ニーズを意識し表明しながらも家族や組織や地域社会等にある様々な妨げや制約のために必要とする支援や保障を受け取れない人々の権利を擁護し、彼ら自身の力を高め、様々な妨げや制約から解放する機能を持った取組であるということが合意されるようになりました。

これは必ずしも子ども家庭福祉領域だけに留まるものではなく、あらゆる社会福祉領域や領域を超えた分野横断的な取組において共通するものです。また、同時に、教育、医療・保健といった近接領域はもとより、警察、司法、労働、住宅、環境などあらゆる社会政策との協働なくしては実行不可能なものとして意識されています。

このような理解のもとで定義された最新の「ソーシャルワークのグローバル定義」に照らした場合、「児童保護とソーシャルワークは別物」という記述（同スライドのその他の記述を含む）は、それが、米国の取組の一例を紹介したのであったとしても、受け取る側に深刻な誤解を生じさせる可能性があるため、発言をさせて頂いたものです。

#### <参考文献>

- ① 井手英策、柏木一恵、加藤忠相、中島康晴「ソーシャルワーカー 『身近』を革命する人たち」ちくま新書 2019年9月
- ② 社会福祉専門職団体協議会（社専協）国際委員会 2016年3月版資料

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義 2014年採択

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。

ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

注：用語の未整理や混乱は、児童虐待の対策や対応を検討する場でしばしば見られます。この内、最も重大なものとして、「介入と支援の分離」という言い方における、介入の概念と支援の概念の曖昧さや一般的な用例からの飛躍があります。残念ながら「ここでいう介入とはどのようなものか」「ここでいう支援とはどういうものか」ということの整理や確認がないままに、イメージ先行で誰も反対できない時代の空気の中で、現状への打開策として提示され推し進められているように思います。

社会福祉でいう介入とは、当事者に関心を寄せ、接近し、その福祉の実現のために関わろうとすることの意で使用されることが一般的であったように思われますが、児童虐待への対応においては、子どもの安全（後述する）を守るために公が持つ権力を用いるという意味で使用されてしまっているように思われます。一方の支援についても、子ども家庭福祉においては、それが人としての尊厳を保ちながら地域での生活を保障する総合的包括的なものとして捉えられるようになってきているという社会福祉領域一般の流れからは外れてしまい、治療・教育的な関わりのみを意味するもののように語られたり、単なる情報提供や助言の域に留まるもののように使用されたり、当事者の申し出がなければ提供されないサービスであるかのような理解になりがちです。

この他、用語の理解の不十分さは、児童虐待の防止等に関する法律がいう「安全確認とはどういうものか」、「何をもって安全であると認定しうるのか」といった「問」への検討が深められていないところにも見られるように思います。

これについては、前回の会議において英国での捉え方を、丁寧にお示しくくださったことがとても参考になりました。

<参考文献> 拙稿「児童相談所と市区町村子ども家庭福祉担当部署のこれから…悲しみを幸せに変えるという使命をどう果たすか」後藤・安田記念東京都市研究所『都市問題』2017年9月号 pp51-65

### 3 判断の保留の重要性について…判断の誤りによる危機の高まり、調査・アセスメント・ニーズ把握の無い「注意喚起」や「勧奨」が拡がっているという認識から

これは、児童虐待防止法において「安全確認」という用語が使用されたこと、この言葉が、いわゆる子どもの「目視確認」や「現認」を行うことの意味で受け取られたことの弊害であると考えています。

残念ながら、この項のタイトルにも記した、下記のような実践が、広く認められるように思われます。

ア 職員ないし信頼できる公的機関の職員等によって、子どもの姿を目視し、傷あざがないことや保護者と子どもの様子の観察は行おうとしているものの、子どもの状況についての総合的な把握、現在までの子育ての経過や経験、暮らしの全体像、家族歴、当事者が課題にどのように取り組もうとしてきたかなどについての聞き取りがないままに、注意喚起や「何でも相談してください。」という勧奨だけをして終わる例が多いように思われます。そもそも、調査をしなければならないことを告げることさえもせずに、断片的な聞き取りしか行わないことが多いように思います。

このため、当然、対応機関が何をどう判断したかの告知も、どのような判断のもとに、どのような対応を行おうとするかの説明もしないので、その後不定期に家庭訪問がなされることがあっても、当事者側には、疑われている、監視されているという居心地の悪さだけが残るので、そこから何らかの改善や当事者の利益が生まれることは稀であろうと思われます。

イ 前項のような状況を補う目的で、間接的な調査（面接を行わない調査）を行うことは活発で、特に市区町村では比重が大きくなっているように思われます。児童虐待の対応を担う部署から、様々な機関への照会が行われ、これと基礎自治体が自ら保有する情報にもとづいて、リスクの判断がなされます。ただし、そこでは、「児童虐待にあたるかどうか」「その深刻度のランク付け」のみに終始してしまう傾向があるように思われます。

ウ 死亡事例の多くが、「支援が必要」「現在は大丈夫でも容易に支援が必要となる」ことが明らかな情報を得ていても、その時点では「児童虐待ではない」と判断され、「本人からの申し出が期待できる」「関係者による見守りが期待できる」という要素の方に目を向けられ、そちらの方が優先されて、「リスクは低い」と見なされてしまい、実質的な関わりが終わりになってしまうことが少なくありません。

このような対応で終わっているものの中に、前回の会議で御指摘があったような、市区町村や児童相談所が関与していながら、その後に悪化し、死亡に至るといったような事例が相当数含まれているように思われます。これは、厚生労働省社会保障審議会の専門委員会による重大事例の検証結果からも明らかです。

本来得られた情報は、分析され統合される必要があり、その上で、当事者の利益のために使用されなければなりません。そもそも分析・統合された結果は、対応す

る機関の側が立てた「仮説」に過ぎないことから、当事者に説明され、当事者の同意や弁明、自己理解や反論を踏まえた上で精査されなければなりません。その際に行われる「参加」と「対話」が、アセスメントの精度を上げ、当事者の振り返りを促進し、何とかしたいという意欲を高めます。

もちろん、当事者が事実を否認すること・関わりを拒否すること・対応する機関や支援者を非難したり攻撃したりすることは少なくありません。しかし、それも、その後の対応を見誤らないための、重要な判断材料・根拠となるはずで

す。極論すれば、児童虐待にあたるかあたらないかという判断よりも重要なのは、支援を必要とするかしないかの判断です。その視点が判断の漏れを防ぎます。

児童虐待を疑う機関の職員に「困りごと」を表明することは難しいことですが、困難な状況にありながらも自らのニーズを意識できない当事者が少なくないことを前提にする必要があります。

このような状況を放置したままに、言い換えれば調査力の向上に取り組むことをしないままに、現時点での危険性の有無だけに着目するような判断を優先させてしまうことをAIが学習（ディープラーニング）してしまうならば、とても危険なことになると思います。一方、AIが、調査すべき内容の不足を指摘し、人間が陥りやすい誤解を排し、支援の必要性の有無を見落とさないことを援け、当事者と支援者・機関との関わりを高めるものとなってくれるのであれば、非常に有用で、当事者の利益に資するものとなるとして期待します。

#### 4 地方自治における補完性の原理や近接性の原則等の重要性について…東京都の市区町村子供家庭支援センターの先駆性を踏まえて

児童相談所には、他の機関には与えられていない強制力を伴う調査権や一時保護や施設入所という処分や措置を行う権限、その他の親権制限や親権の停止や喪失・特別養子縁組の成立を申し立てる権限などがあり、児童相談所長は、一時保護や里親に委託されている子どもたちの親権を代行する役割も担っています。

これを踏まえれば、いわゆる親子分離をしていない子どもと保護者に対する地域での支援は、その子どもと保護者が暮らす基礎自治体である市区町村が主な担い手になり、その子どもと保護者との暮らしを支え、支援者として伴走し（「ほんわか」したものではない。覚悟が必要なもの。拒否や攻撃があっても関わり続けるもの。能動的なもの。）、様々な社会サービスや非公式な支援をも組み合わせて届け続けるものとしなければなりません。

近年言われている「介入と支援の分離」は、このような児童相談所と市区町村との間にある「地方自治の補完性の原理」や住民の暮らしを守る社会サービスは、住民の暮らしに近い市区町村で担うことが適切であるという「近接性の原則」を前提とするという意味内容である限り、妥当で望ましい方向だと考えます。

しかし、総論的には妥当であるこの方向性ではあっても、日本の歴史や現在の状況を踏まえると、課題が無いとはいえません。以下に、実際にどのような課題があるのかについて述べさせていただきます。

なお、ここにこれらを挙げる意図は、早い時期から、都内のすべての市区町村に子供家庭支援センターを設置し、他の道府県に比べて極めて厚い子ども家庭福祉の実施体制を基礎自治体に整備し、実際に「東京ルール」の策定・改定をとおして、改善の工夫を重ねて来られた東京都の取組に学び、全国すべての地域においても、東京都のような基礎自治体での手厚い支援体制が実現することを期待するためのものです。

ア 他の社会福祉領域では、既に、市区町村が各種福祉サービスの主な担い手になっていますが、子ども家庭福祉領域では、都道府県が主な担い手である体制が併存しています。これは、①都道府県から市町村への事務の移管が進められて来た時期と児童虐待が社会問題と意識されて来た時期とがちょうど重なってしまったこと、②児童虐待の場合には、子どもが福祉サービスの契約の当事者となれないことと保護者が子どもに代わって契約の当事者になりにくいこと、③市区町村が児童虐待以外の児童福祉の課題であり続けていた保育対策、子育て支援対策、少子・高齢化対策に取り組む必要に迫られたとともに、これらの対策と児童虐待対策や社会的養護の対策とは異質なものである（地続きでない）と捉えられてしまったこと、④2000年に成立・施行された児童虐待防止法が、市町村における対応の重要性を想定せず、児童相談所の体制整備もないままの「叱咤激励」に留まってしまったこと、⑤この時期が、構造改革のただ中であったこともあって、公の再構築は顧みられず、基礎自治体の統廃合（平成の大合併）や財源移譲無き地方分権によって業務が増えても職員は増えず、むしろ職員の削減や体制の後退さえ生じさせたこと、⑥2005（平成17）年施行の児童福祉法等の改正によって市町村が子ども家庭福祉の第一義的な相談窓口となり児童虐待の通告先に加えられ、要保護児童対策地域協議会の法定化がなされたものの、前項までに述べた要因があったために、市区町村の体制整備がほとんど無い改革となってしまったこと、⑦悲惨な事件の発生が繰り返し起こりながらも、児童相談所の対応を非難すること、通告の活発化や迅速さを求めること、ルールの強化や毅然とした対応を求めるという「わかりやすく」、財政的な負担が少なく済む対策でしのぐことに留まったこと、⑧その一環として導入された189（児童相談所全国共通ダイヤル）やDVが心理的虐待であるという前提での警察からの通告の活発化によって、再び児童相談所中心主義が復活してしまったこと、⑨それでも何とか、市町村の体制整備を図ろうとした取組があり、子育て世代包括支援センターと市町村子ども家庭総合支援拠点を設置することの努力義務や市町村と都道府県の業務に保護者支援を書き込み、また、児童相談所から市町村への事案送致や司指導の委託の仕組みを導入したものの、これも、市町村の体制整備が進むだけの財政支援の裏付けは弱く、職員配置基準を緩いものにせざるをえなかったこと（それでもなお中々設置が進まない状況があること）、⑩そ

の後、ようやく本格的な児童福祉司と児童心理司の増員が決められたが、この改善計画の途上であることによる都道府県の混乱とこの陰に隠れて、本来は最も重要である市区町村の体制整備の重要性が話題になりにくい状況がある（世論受けしない）こと等が、その理由として考えられます。

イ このような全国的な状況があることから、東京都には、今まで以上に市区町村における子ども家庭福祉の実施体制の拡充に取り組み、今後もトップランナーとして全国を牽引する役割を果たし続けて頂きたいと期待します。

児童相談所が、他の機関では果たしえない役割や機能に注力するためには、市区町村で養育に困難を抱える（支援ニーズの高い）子どもと家庭への支援を担えるようにすること（実質化）が前提（不可欠）です。

これが実現しなければ、困難を抱えた子どもとその家族への支援がこの国からなくなってしまい、公権力の行使だけが残り、治安維持的な監視社会構築の一部に児童虐待対策が組み込まれてしてしまう事態にさえなりかねません。

ウ このような視点に立ったときには、前回の会議の際に、お示し頂いた図表の一つに、気になるものがありましたので、申し上げます。

示された図表は、頻繁に使用される三角形を用いて子どもと家族の状況とそれに対してどのように対応すべきかを書き表した図の欠点をなんとか補って、市区町村と児童相談所との情報の共有や協働の概念を書き込もうとしたものと思われます。

もとなっている三角形の図では、「健康群」を最大のボリュームゾーンとして最下層に置き、支援ニーズが高まるものを上に重ねながら、最上部に「虐待群」を置くという構造になっています。この図の最大の欠陥は、それぞれの群の間に境界が設けられていることですが、このほかにも、最も支援ニーズの高い児童虐待の発生した事例においては支援が必要でないように受け取られてしまうことです。

実際に、このように受け取られてしまう弊害から、①子育て支援の担い手が支援から身を引く、②乳児院に一時保護された時点で母子保健の支援対象から外れ、保護された後に次の子どもをすぐに妊娠するようなことが起こる、③施設入所した子どもは要保護児童対策地域協議会の対象児童の名簿から削除される、というようなことが生じています。

前回の会議で事務局から配布された図表（資料3）については、この点を考慮して工夫されたものとなり、寄り添う支援が、どの「群」でも必要であり、中度の虐待については、都と市区町村が協働して対応するゾーンとすることが書き込まれています。しかし、それでもなお、中軽度の虐待事例においては市区町村も都（児童相談所）も、手薄な対応になってしまうかのように読めてしまいますし、親子分離した後地域に存する家庭に引取りになる場合には、途絶えていた市区町村での支援がそこで再び開始されるかのように受け取られる可能性があるかのようにも見えます。

もし、可能であれば、前回の会議で御紹介のあった英国の対応を示す同心円の中心

に児童虐待があるという図表（資料7の9頁。私も同様の図表を作成して使用しています。）をベースにして、今後の対応（まずは、支援を必要とするかどうかで括り、その最も支援を必要とするのが児童虐待であるという認識）をイメージし、表現してくださることを期待します。

#### 5 児童相談所の対応を超える事態（崩壊）や市区町村における対応の的確性を向上させるための「振り分け」の必要性について

前回の会議で申し上げたとおり、通告の「振り分け」について日本への導入を検討する場合、次の点に留意する必要があると考えます。

それは、①米国と日本での児童虐待の通告・対応件数の間には、一桁以上の開きがあること、②日本の児童相談所における児童虐待対応件数は、そのまま通告件数ではなく、調査の結果児童虐待があったとして対応を行った件数であるにしても、「児童虐待ではない」「非該当」とされた件数が、多いとは言えないこと（両者の違いの理解が曖昧な自治体があるという指摘がある。筆者が把握しているのは、約10年前に全国児童相談所長会が行った調査の結果ではあるものの、「虐待ではない。非該当。」の比率は少なかった。）、③まずは、極めて貧弱な子ども家庭福祉の実施体制の整備が優先されるべきであり、それが無いままに、現在の体制では対応しきれないということでの振り分けがなされるならば、子どもの福祉向上にとって本末転倒となる可能性があること、④米国と日本では国土の広さや自治体の在り方に大きな違いがあることや米国は市民が銃を所持することが権利として認められている社会であるといった違いがあること、⑤米国に設置されている振り分けを行う児童虐待対応機関には24時間365日の対応を可能とする非常に厚い体制が整備されているといった報告があることや振り分けの際には日本の児童相談所の緊急受理会議に相当するような協議の場があり相応の吟味がなされていると報告があること、また、調査が開始されないのは、日本でいう、いわゆる「泣き声通告」の一部や明らかにその必要がない事例であるとされていることなどを考慮すべきである、と考えるからです。

しかし、筆者は、日本においても、「振り分け」を行う仕組みや機関の設置が必要ないと考えているわけではありません。例えば、以下のような在り方は検討の対象になると考えています。

ア 児童相談所の児童虐待対応件数の内の約50%が、警察署からの通告が占めるに至っています。警察から通告される事案を軽視してはいけませんが、警察からの通告事案の急増のために一時保護所の受け入れを含めて、医療崩壊ならぬ児童相談所崩壊が生じているという声がないわけではありません。

そこで、警察からの通告に際して、事案の深刻度を判断できるように情報提供の充実を求め、児童福祉の専門機関として、一時保護の要否や児童相談所で対応することが望ましい事案か否か、児童相談所で対応するより市町村で対応して頂く方が効果的

な事案か否か、或いは警察署での追加の対応を依頼した上で児童福祉の専門機関として警察署と協働して対応することが望ましい事案か否かといった振り分けを行うことができる仕組みを導入することや機関の設置は検討すべきと考えています。

なお、これについては前回の事務局の説明で、すでに、そのような運用が一部なされていることがわかりました。

イ 先に述べたような先駆的な取組の結果でもあると思われませんが、東京都では、警察から児童相談所に対して通告される事案の数を除いた数値と比較して、市区町村が直接児童虐待通告を受けて対応している数が非常に多いように思われます。

しかし、それでもなお、市区町村では人材の確保や育成の難しさから、調査のポイントが適切であるかどうかや事案の深刻度についての判断に迷いや不安が残り、「重い事案の抱え込み」が生じることや、自ら対応すべき事案でも児童相談所への送致や支援依頼を優先されてしまう構造が無いとは言えないと思います。

これを踏まえれば、今後も市区町村と児童相談所の協働の促進を維持したうえで、市区町村に通告がなされた時点で、その内容を市区町村の信託のもとで共に吟味し、①市区町村で主体的にかかわる事案か、②市区町村と児童相談所が協働して対応すべき事案か、③市区町村に通告された事案ではあるものの当初から児童相談所が中心に対応すべき事案であるかについての振り分けや、行うべき調査やアセスメントに関する助言を行う機関の設置や仕組みを設けることは検討に値するものと考えます。

現行法では、この役割は、児童相談所の市町村支援業務の範囲にあたるものと思いますが、両者の間には、実質上利益相反の関係があることから、押し付け合いや「役割分担」ならぬ「役割分断」が生じてしまうことを考慮し、どうしたらこれを回避できるのかを検討する必要があると考えます。

6 前項の振り分けとは、少々異なりますが、児童相談所のアセスメント能力の向上と子どもと保護者の権利擁護を図るために、多様な医学的見地から児童虐待に関わる処遇意見を求める仕組みや、たとえ親子分離をせざるをえない場合でも子どもの安全を確保したうえで親子の面会交流を保障し、分離の可否を多段階に審査する仕組みを作ることも検討すべきであろうと考えます。確かに刑事事件とは異なり、子どもの安全を第一に子どもの保護を行わなければなりません。結果として保護が長期化することや児童相談所による過剰な対応によって、子どもと保護者の権利が奪われることを避けなければなりません。

前回の会議で、司法の関与が高く、それがあることが、行政機関の踏み込んだ対応を可能にし、反対に歯止めにもなるという英国や米国の仕組みに比べ、日本の仕組みには大きな課題があると思います。

ただし、これには、日本の家庭裁判所の体制の貧弱さ等についても踏まえて検討しなければならないので、容易でないことは、理解しています。